

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

5 職業能力開発政策

一九八七年度行政運営方針

労働省職業能力開発局長は、一九八七年四月一日付で知事あて、八七年度の行政運営方針を通達した。その前文によると、職業能力開発行政は当面の雇用問題との関連で前年末以降につづき緊急対策に取り組むと同時に、高齢化・技術革新等にともなう中長期対策を課題としている。

運営方針は包括的で、『職業能力開発ジャーナル』八七年五月号で解説しているが、主要項目を摘記すれば次のとおりである。

- 第一 円高・構造不況及び産業構造の転換に対応した職業能力開発対策の機動的展開
 - 二 円高・構造不況への対応
 - (二) 特定不況業種の在職労働者に対する職種転換訓練の実施
 - (三) 特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域における能力再開発訓練
 - (四) 事業主団体、企業等に対する委託訓練の積極的活用
 - 三 総合的地域雇用対策の整備に対応した対策の推進
 - (二) 地域雇用能力開発事業の拡大実施(造船関連不況地域で前年度行われた事業を、すべての特定雇用開発促進地域で実施)
 - 四 産業構造の転換への対応(ME関連技能者の育成など)
- 第二 企業における職業能力開発の促進による学習企業の育成
 - 二 企業内の推進体制の整備
 - 三 能力開発給付金制度の積極的活用による生涯能力開発の促進(生涯能力開発給付金制度の利用が高まっているが、さらに活用を促す)
 - 四 構造変化に対応するための職業能力開発の促進(中小企業事業転換等能力開発給付金の新設を含む援助施策)
- 六 認定職業訓練の振興
- 第三 労働者の自己啓発の促進
 - 一 有給教育訓練休暇制度等の普及
 - 二 高年齢労働者の自己啓発の促進(高年齢労働者等受講奨励金新設を含む)
- 第四 公共部門における職業能力開発の推進
 - 一 地域社会に開かれた職業能力開発の総合センターとしての公共職業訓練施設
 - 二 職業訓練の多様化(複合的職種の訓練、短期課程、向上訓練、専修学校等との連携等)
- 五 職業能力開発方法の開発
- 第五 技術革新の進展等に対応した高度の職業能力開発の推進
 - 一 ME関連職種技能者の養成
 - 二 職業訓練短期大学校におけるテクニシャン等の養成
 - 三 高度の向上訓練の実施体制の整備
 - 四 高度の生涯職業訓練開発システムの検討
- 第六 特別の配慮を要する人々の職集能力開発の促進
- 第七 職業能力評価制度、技能振興

第八 海外協力の推進

緊急能力開発対策

一九八六年末から八七年初めにかけて失業情勢が急速に悪化するにともない、従来にない方式も採用して、「緊急能力開発」が計画・実施され、これは八七年度行政運営方針の第一項目に引き

つがれた。この対策は、八六年一月二五日および一二月一六日の通達に示されたもので、新しい点は次のところにあった。

(1) 在職者の能力再開発訓練の実施

失業後再就職となると、再就職の困難性に加え、勤労意欲の維持が困難であるとの観点から、在職中から企業内・企業間の移動を想定した能力開発訓練を実施することとした。

(2) 企業委託訓練制度の創設

従来は、公共訓練施設内における訓練を主体としてきたが、能力開発の実施方法についても、職種転換を必要とする訓練対象者が多数存在する場合、または訓練科目等から、施設訓練では迅速に対応できない場合においては、各種専修学校、事業主団体、個別企業に訓練を実施することとした。とりわけ、今回の対策においては、失業を経ない労働者の産業間移動を目的としていることから、雇用吸収力のある事業団体、企業にたいする委託訓練を最重要課題とした。これは、訓練生が雇用可能性の高い業種における技能を身につけられることに加え、訓練を実施する事業主も、訓練生の技能修得状況、人柄等を判断し、訓練生を雇用することも期待できるからである。訓練を受託してくれる事業主等にたいしては、訓練委託費を支払うことにより、訓練生を引き受けることによる施設・設備をはじめ、指導員の手当等に係る経費負担を補償し、訓練枠の拡大を図った。訓練の実施を依頼した団体は、ビルメンテナンス、建設、外食、情報処理等の業種団体になっている。

(3) 地域雇用能力開発事業の実施

以上のような在職者の能力再開発、企業委託訓練の実施にあたって、実施機関である技能開発センターの従来の態勢では十分ではないため、訓練対象者が多い地域(当初五カ所)において、特別の措置をとることとした。「雇用能力開発室」(技能開発センターの出先)を設置して相談等を行うこと、現地関係者による協議会を設けること、委託訓練を積極的に行うことが、その内容である。

「産業人の職業能力開発システム」構想

専門・管理・技術職などの産業人の職業能力開発システム(本年鑑五七集四七八ページ)について、「産業人の職業能力開発システム検討委員会」(座長＝高梨昌信州大学教授)中間報告が、一九八七年八月に発表された。

この構想によれば、各教育機関(新設をめざす産業人教育大学院、大学・大学院、民間教育訓練機関、技能開発センター、ハイテク・カレッジ等)が教育訓練の実施に当たるが、これらは「産業人生涯教育開発センター」を核にネットワーク化され、同センターが、産業人・個別企業の相談に応じ、教育をコーディネートする。同センターに付属する産業人教育研究所は、テーマ別基本プログラムや評価方法を開発する。また、センターのオーダーにより、研究所の開発したプログラム等を用いて、各教育親関が講座開設等を行うこととなっている。これにより、個人と個別企業が社会環境の変化に対応しつつ、教育訓練施設も活用できるようにしようとするものである。

能力開発自助努力の奨励

民間企業等の行う職業能力開発の促進は、この行政の重点事項となっており、その一環として、これまで生涯能力開発給付金制度などの助成がなされてきた。八七年度は、次の制度が導入された。

(1) 中小企業団体能力開発推進事業助成金制度(団体として能力開発推進事業を行う中小企業団体の経費の一部を助成するもの)

(2) 中小企業事業転換等能力開発給付金制度(事業転換、事業多角化にともない必要となる職業能力開発を行う一定の中小企業主に対する助成)

(3) 高年齢労働者等受講者奨励金制度(中高年齢期において、勤務時間外に専修学校に通学する等

自らその能力開発を行う労働者に対して受講経費の一部を助成)

第三の制度は、定年退職後の再就職に役立てるため自己啓発する場合は考慮されており、具体的には五〇歳以上の雇用保険の被保険者が、労働大臣の指定する教育訓練(通学制・通信制)を受講する場合、自ら支払った入学料・受講料の一部が助成される(二分の一、一〇万円まで)。この制度は、八七年五月二一日発足した。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
